

令和3年3月教育委員会議定例会 議事日程

日 時 令和3年3月26日（金）

午前9時30分より

場 所 二宮町役場 第1委員会室

1 開会宣言

2 署名委員の指名

3 教育長事務報告

4 付議事項

- (1) 議案第22号 令和3年度二宮町教育委員会基本方針について
- (2) 議案第23号 二宮町学校運営協議会規則を改正する規則について
- (3) 議案第24号 二宮町地域学校協働活動推進員設置規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第25号 学校運営協議会委員の委嘱について
- (5) 議案第26号 二宮町青少年指導員の委嘱について
- (6) 議案第27号 地域学校協働活動推進員の委嘱について
- (7) 議案第28号 教職員等人事について
- (8) 議案第29号 教育委員会事務局職員等人事について
- (9) 議案第30号 令和3年度二宮町一般会計補正予算（案）について

5 報告・協議事項

- (1) 教育長職務代理者の指名について 資料 No. 1
- (2) 各種委員会委員等の選任について 資料 No. 2
- (3) 小中一貫教育について 資料 No. 3
- (4) ICTの整備状況及びコミュニティスクールについて 資料 No. 4
- (5) 二宮町立小中学校感染症対策等学校教育活動継続支援補助金交付要綱について 資料 No. 5
- (6) 二宮町児童生徒就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について 資料 No. 6

裏面に続きます

- (7) 二宮町特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱について
資料 No. 7
- (8) 教育相談・教育支援室活動の状況について資料 No. 8
- (9) 令和2年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について
資料 No. 9
- (10) 辞令交付式について 資料 No. 10
- (11) 令和3年度教育委員会議日程について 資料 No. 11
- (12) 令和3年度学校給食実施計画について 資料 No. 12
- (13) 温水プールの今後の対応について
- (14) その他

* 次回教育委員会議予定

6 閉会宣言

令和3年3月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R3.2.9～R3.3.25)

月	日	曜日	内 容
2	9	火	定例教育委員会議
			県・市町村教育委員会教育長会議
2	12	金	中地区教育長会議
2	16	火	政策会議
			第7回行政評価に係る庁内評価委員会会議
			社会教育委員会議
2 ～ 3	19 ～ 18	金 木	令和3年第1回二宮町議会定例会
2	19	金	本会議（補正予算他）
			議会全員協議会（温水プール修繕）
2	26	金	本会議（補正予算・温水プール修繕）
3	2	火	政策会議
			第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3	3	水	本会議（総括質疑）
3	5	金	本会議（一般質問）
3	8	月	新採用教職員オリエンテーション
3	9	火	小中学校校長会
3	12	金	小中学校教頭会・事務職員会議
3	16	火	予算審査特別委員会（教育委員会）、討論・評決
3	17	水	政策会議
			第4回二宮町総合計画策定委員会会議
			第5回二宮町総合戦略推進本部会議
			第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3	18	木	本会議（委員長報告）

3月政策会議結果報告

令和3年3月2日（火）開催分

【町長あいさつ】

3月議会の対応を引き続きよろしく願います。また、新型コロナウイルス感染症対策については、今後、国等で色々動きがあるようだが、変化に対応できるように適宜協議・調整していくこと。

【主な付議案件】

- 1 組織変更について （政策総務部）
諸課題に対応し、効率的な組織体制とするため、令和3年4月1日から組織変更を行う。
 - ① 公共施設の一体的な更新・統廃合を進めるために「施設再編課」を設置。
 - ② 社会福祉法の改正に伴う「ことわらない相談窓口」を明確に位置付けるために「高齢福祉班（現：地域包括ケアシステム推進班）」を設置。
 - ③ 子育て・健康課の業務の効率化及び組織体制を見直し「子育て支援担当課長」を設置。

- 2 国の令和2年度第3次補正予算の成立に伴う新型コロナウイルス感染症対策の事業計画について （政策総務部）
国の令和2年度第3次補正により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次交付限度額が示された。交付金を有効に活用し、感染症対策を講じるため、事業計画について協議を行った。

【情報交換】

- 特になし。

3月政策会議結果報告

令和3年3月17日（水）開催分

【町長あいさつ】

予算審査特別委員会の中で指摘された様々な課題について、早急に対応を調整していくこと。

【主な付議案件】

- 1 「町への提案」等について（1月分）（政策総務部）
3件の提案等があった。教育委員会に関するものはなかった。

- 2 国の令和2年度第3次補正予算の成立に伴う新型コロナウイルス感染症対策の事業計画修正案について（政策総務部）
3月2日（火）の政策会議の結果を踏まえ、事業計画を修正したので、協議を行った。

【情報交換】

- 令和3年度重点施策事業等に係る町長ヒアリングの実施について（政策担当部長）

令和3年 第1回二宮町議会定例会報告（教育委員会関係審議状況）

1 議案

- (1) 令和2年度二宮町一般会計補正予算（第11号） 教育委員会関係
歳入

社会教育施設使用料等の減額

歳出

（増額）教育振興費（修学旅行キャンセル料補助金、町立小中学校感染症対策学校教育活動継続支援補助金）

（減額）各種事業の執行残

⇒原案可決（全員）

- (2) 令和2年度二宮町一般会計補正予算（第12号） 教育委員会関係
歳出

体育施設費（温水プール空調設備修繕工事）

⇒原案可決（多数12：1）

2 総括質疑

- (1) 羽根議員

質問の概要

令和3年度はコロナ禍が続くと予想され、税収の減少となる中、町民の生活をいかに支え、新たな取り組みを戦略的に行っていくのか。町は新庁舎整備、小中一貫教育についてはその方針を大きく転換した。その根拠や町長が考えるまちづくりについて伺う。

○小中一貫教育の導入について

当初より、小中一貫教育は施設一体型を目指しており、そのメリットについて様々な観点から町民に伝えてきた。施設分離型を進めていく方針に一転したが、その根拠と町民に理解を得る方法、わが町の小中一貫教育を進める目的を問う。

答弁の概要（町長）

○教育委員会において、小中一貫教育校設置についての考え方が整理され、目標は施設一体型小中一貫教育校としつつ、令和5年度から施設分離型でスタートし、当面これを運営するということが示された。

○施設一体型については、新型コロナウイルス感染症への対策としての新しい生活様式を踏まえ、その他の町施設の改修等も見ながら、町全体で

その実施時期を考えていかなければならない。

- まずは分離型で行い、その成果を丁寧に検証し、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながら、先の見通しを示してほしい。
- 二宮町の小中一貫教育の目的は、小学校から中学校へと連続した環境の中で、一貫した二宮町らしい教育を行うことで、町に愛着と誇りを持ちながら、広い社会で活躍できるよう、子どもを育てることである。町も教育委員会と連携しながら、子どもたちの未来のために取り組んでいく。

要望事項等

- なぜ小中一貫教育を進めていくのかということを理解いただけるよう、専門家の意見を聞く機会を設けるなどして、理解を得ながら進めていただきたい。

(2) 渡辺議員

質問の概要

小中一貫教育校が施設分離型で進められるという方針が示され、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」という形で地域での学校の役割がについて認識が進んだものと受け止めているが、小学校の単級化については課題とされ、学区再編や特認校という方策も検討するとされており、相矛盾するとも見受けられる。軸足をどちらに置いて進めるのか。

答弁の概要（町長）

- 小中一貫教育については、施設一体型でも分離型でもコミュニティ・スクールを基盤とした地域とともにある学校づくりは変わらない。
- 学校運営協議会を中心に、地域の力を生かして学校運営を行っていくとともに、学校も積極的に施設や行事を地域に開いていくなど、学校を中心に地域の活動が活発になり、広がっていくことが望まれる。
- 単級化については、一色小学校の現状を見ると、早い時期での対応が必要であり、コミュニティ・スクールとして地域の方々が支えてくれているが、少しでも児童数を増やし、子ども同士の出会いの機会を増やしてあげたい。
- 教育委員会で検討されているが、学区の境の地域について通学できる学校に柔軟性をもたせるとか、特認校制度を用いて学区は変えずに町内全域から通学できる環境をつくるなどが考えられる。
- 地域のつながりを大切にしながら、「二宮町の子どもを育てる」という視点にたって取り組んでいく。

(3) 前田議員

質問の概要

- 公共施設運営経費を見ると例年同様に負担額が多額すぎる。これだけ多額の負担をしてすべての施設を維持していく必要性があるのか。休廃止する施設があってもよいのではないか。各施設を存続させる理由を伺いたい。
- 来年度、二宮小学校体育館や一色小学校を修繕するというが、これだけで十分か。学校施設の修繕予算を増額し、危険と思われる箇所の修繕もすべきだがいかがか。

答弁の概要（町長）

- 町の負担が多額になっている施設はあり、特に運動施設については、多くの方々にご利用いただいているものの維持管理費も多額になっている。
- 一方で、町民の皆様が、健康で活力に満ちた、質の高い生活を送れるよう、必要な施設を維持・管理していくことは町の努めである。
- 各施設の目的、町民ニーズや利用実態、類似の機能を有する施設の有無などを総合的に判断し、必要な施設について維持管理に努めていく。
- 学校施設は今年度、すべてで現況調査を実施し、指摘があった内容は、昨年12月議会の補正予算や令和3年度当初予算に計上し、速やかに対応している。
- これには、二宮小学校体育館や一色小学校校舎の修繕も含まれているが、修繕が必要な箇所は他にもあり、これだけで充分でなく、現況調査の結果をもとに長寿命化計画を策定し、中長期的かつ計画的に実施していく。
- また、突発的な修繕については、これまでと同様に予備費や補正予算により速やかに対応する。
- 令和3年度では、学校の小規模な修繕は、学校の裁量で対応できるよう予算の組み替えを行った。
- 学校施設の長寿命化への対応が全国的に進む中、二宮町でも計画的な施設改修とともに、学校現場の裁量による柔軟な対応も合わせて行い、より良い学習環境づくりに努めていく。

3 一般質問

(1) 露木議員

件名：コロナ禍における町立小中学校の学びの保障、小中一貫教育の進捗と今後について

要旨1：一斉休校、学級閉鎖、家族の体調不良等で休まなければならない

児童生徒に対する学びの保障について

要旨 2 : 施設一体型小中一貫教育、学校再配置、学区再編等の進捗状況と
今後、そして（仮称）駅周辺まちづくり 計画との関連について

要旨 3 : 教育委員会議等のあり方について

答弁の概要（教育部長）

（学びの保障）

- 今後の休校と欠席の場合の対応として、これまでに学校が実施してきた取り組みを引き続き丁寧に行うが、学校が臨時休業した場合には、蓄積したノウハウを生かし、動画教材も、よりブラッシュアップした内容を速やかに提供することができる。
- 学校での I C T 機器も 3 月には児童生徒一人に 1 台のタブレット端末が整備でき、児童生徒へのアカウントを配布することにより、臨時休業の場合でも端末を貸し出し、双方向型での通信が可能となる。
- 最初は、ホームルームや学級活動からオンラインでのやり取りを開始し、徐々に学習にも活用していく。
- 家族の体調不良などが原因で欠席せざるを得ない児童生徒については、授業の様子をオンラインで配信してほしいとの保護者の声があり、技術的には実施が可能であるが、児童生徒のプライバシーの保護などが課題である。
- 放課後に教員が休んでいる児童生徒とオンラインでコミュニケーションを取るなど、できることから取り組んでいく。

（小中一貫教育）

- これまで「二宮町小中一貫教育校設置計画（案）」を策定し、町民の方々との意見交換会を行いながら検討を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、町内地域への改めての説明などが出来る状況になく、集約には至っておらず、一つの方向にまとめるには、まだ時間を要する状況にある。
- 小中一貫教育の内容の研究は着実に進んでおり、基盤づくりのための研究を始めるとともに、9 年間のカリキュラムは完成形に近づけた。
- 学校施設は現況調査を行い、一部の体育館を除き校舎の躯体は、おおむね健全な状態であり、現時点で大きな改修は必要ない状況である。
- 町からは、「駅とラディアン周辺のまちづくりの計画」をつくる方向が示され、今後、公共施設再配置計画の見直しも予定される中で、将来的な学校施設の改修も、全体のスケジュールの中で、その時期を検討してい

く必要があると考えた。

- また、世の中の情勢としても、新型コロナウイルス感染症への対応として、少人数での学級運営の必要性が高まっている。
- これらの状況を踏まえ、教育委員会定例会で協議を行い、将来の目標は施設一体型の小中一貫教育校としつつ、令和5年度に施設分離型の小中一貫教育校をスタートさせ、当面これを運営するという方向を確認した。
- コロナによる少人数学級などの影響もあるため、当初の計画より遅れるが、改めて今後の児童生徒数と35人学級の体制を分析し、また、新型コロナウイルス感染症を含む社会情勢も踏まえた上で、教育委員会として、施設一体型への移行が可能な時期を明らかにしていきたい。

(教育委員会議のあり方)

- 教育委員会議は毎月1回実施しており、人事案件や予算関連事項などを除き、原則公開している。
- 教育委員からは活発に意見が出され、特に採決を伴う付議事項については、より多くの質問や意見をいただいている。
- 現状では、教育委員の意見を集約したのちに教育長が同意を求め、委員が賛否の意思を示す形だが、意思表示をより分かりやすくするために、挙手制の採用も一つの選択肢だと考える。
- 教育委員から出された意見の反映については、その時点で方向性を示すことが難しいものも多々あるが、教育委員会議は原則公開であり、町民にとってより分かりやすい議論が求められていることも事実であり、教育委員とともに、より良い教育委員会議のあり方を議論していきたい。

要望事項等

- 小中学校は、このまま5校を残していくのは不可能であると思う。それを分かっていたらいて検討いただきたい。
- オンラインを使った授業については、引き続きやれることをやってほしい。
- 重点的に予算をつけてほしいところについて、教育委員の思いを含めて、きちんと伝わるようお願いしたい。

(2) 松崎議員

件名：新型コロナ禍に対する町の取り組み

要旨3：小中一貫教育校に関しては、そのメリットに関し賛否が分かれる中、「新しい生活様式」を踏まえてみても拙速に推進するべきではないと考えるがいかがか。

答弁の概要（教育部長）

- 小中一貫教育を行う学校にはいくつかの形があり、密にならない状況を作ることは十分可能であり、現状において、新型コロナウイルス感染症への対応として、少人数での学級運営の必要性も高まっている。
- 施設一体型の小中一貫教育校は今後の目標だが、施設分離型でも丁寧に準備を行い、高い意識をもって臨めば、期待できる成果が得られる。
- 新型コロナに対する新しい生活様式を踏まえ、児童生徒の密をさける面からも、施設分離型からスタートをしていきたい。

4 予算審査

(1) 令和3年度一般会計歳入歳出予算の審査について

生涯学習課

体育施設管理業務委託の必要性、体育館トレーニングマシンの必要性、継走大会・体育祭の今後、体育施設現況調査の内容、ラディアン改修計画の内容・スケジュール、放課後子ども教室の状況、図書館の運営・資料の購入、などについて質問があった。

教育総務課

コミュニティ・スクールの成果、小中学校備品等購入費の確保、英語検定補助の内容、図書購入費の確保、学校におけるICTの活用、教職員授業力向上補助金の内容、オリパラチケットの取り扱い、教職員健康診断の状況、などについて質問があった。

審査結果 決算審査特別委員会 2 / 4 否決 本会議 7 / 6 可決

予算審査意見（教育委員会に関連する事項）

- ・町の各種事業や業務において、ICT活用を一層加速されたい。
- ・業務委託の導入や継続は、費用対効果などが明確になるものに限定されたい。

教育総務課事業報告

事業報告

(令和3年2月9日～令和3年3月25日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月9日	火	幼・保・小連携推進委員会	書面開催	—
2月9日	火	幼・保・小事務連絡会	町民センター	28
2月10日	水	児童生徒指導担当者会、教育相談コーディネータ担当者会	オンライン開催	12
2月12日	金	小学校英語教育研修会	一色小学校	12
2月15日 ～3月19日	月～金	幼保小交流事業 ・小学校紹介ポスター等展示	町内各幼稚園・ 保育園	—
2月19日	金	小学校英語教育研修会	山西小学校	25
2月19日	金	令和2年度小・中学校健康診断等日程 調整会議	書面開催	—
2月25日	木	情報教育担当者会	オンライン開催	7
2月26日	金	外国語活動・英語担当者会	オンライン開催	7
3月1日	月	教職員授業力向上研究担当者会	オンライン開催	7
3月5日	金	食育担当者会	書面開催	—
3月8日	月	中学校進学に伴う特別支援学級小中交流会	二宮西中学校	16
3月9日	火	小中学校校長会	役場	11
3月9日	火	中学校進学に伴う特別支援学級小中交流会	二宮中学校	25
3月9日	火	二宮中学校 卒業遠足	秦野戸川公園	—
3月11日	木	中学校卒業式	各中学校	—
3月12日	金	小・中学校教頭会、事務職員会議	町民センター	20
3月17日	水	教務担当者会	教育支援室	7
3月22日	月	二宮西中学校 鎌倉遠足（2年生）	鎌倉	—
3月23日	火	小学校卒業式	各小学校	—
3月25日	木	修了式	各小・中学校	—

事業予定

(令和3年3月26日～令和3年4月22日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
3月31日	水	教職員等転退職者辞令交付式	役場	15
4月1日	木	教職員等辞令交付式	役場	29
4月2日	金	小中学校校長会	町民センター	11
4月2日	金	支援教育補助員研修会	町民センター	24
4月6日	火	小中学校入学式	各小中学校	小 177 中 199
4月7日	水	小中学校教頭会、事務職員会議	町民センター	18
4月8日	木	外国語活動・英語教育担当者会	教育研究所	7
4月12日	月	小中一貫教育研究担当者会	役場	7
4月12日	月	ことばの教室「そにつく」担当者会・学校訪問	一色小・山西小	—
4月14日	水	ことばの教室「そにつく」担当者会・学校訪問	二宮中・二宮西中	—
4月15日	木	児童生徒指導担当者会、教育相談コーディネータ担当者会	町民センター	16
4月16日	金	学校事務連携会議	町民センター	8
4月19日	月	学校保健担当者会	教育研究所	6
4月21日	水	教務担当者会	教育研究所	6

学校給食センター

事業報告

(令和3年2月9日～令和3年3月25日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月24日	水	納入業務監査	給食センター	4
3月5日	金	食育担当者会	書面開催	—
3月19日	金	3学期給食終了	—	—

事業予定

(令和3年3月26日～令和3年4月22日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
4月8日	木	1学期給食開始		—

令和3年3月23日

二宮町立小学校6年生の保護者の皆様

二宮町教育委員会教育長

3月19日の給食献立の赤飯について

日頃より、二宮町の教育にご理解ご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、令和3年3月19日（金）の給食献立のメニューに小学校6年生が最後の給食だった為、「赤飯」を提供しましたが、食感がかなり柔らかいものとなりました。

原因は、出来上がりを確認した際に硬かったため、通常より1回多く打ち水をして蒸したことだと考えられます。これからは、出来上がりが硬いときは、打ち水ではなく、蒸し時間を長くするなどの対応をしたいと思います。

小学校最後の給食を楽しみにしていたお子様をはじめ、保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけし、深くおわび申し上げます。

今後は、このようなことがないように、より一層の注意をはらいながら、美味しい給食づくりに取り組んでいく所存です。

今回ご迷惑をお掛けしてしまったお子様には、中学校1年生の5月以降の給食の中で、デザートなどの提供を考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

担当は、教育総務課 学校給食センター
電話 0463-71-3488

生涯学習課事業報告（令和3年2月9日～令和3年3月25日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
2/10	木	人権教育研修会「大人の発達障害の理解と支援」	ラディアン ミーティングルーム1・2	45人	中止
2/16	火	社会教育委員会議⑥	ラディアン ミーティングルーム1	8人	8人
2/17 (水) ～28 (日)		ふたみ記念館子ども作品展（二宮小学校）	ふたみ記念館	－	観覧227人
2/19	金	環境浄化パトロール	町内	10人	中止
2/27(土) 28 (日)		Vamous Live （青少年指導員連絡協議会主催音楽ダンスイベント）	ラディアン ホール	－	中止
3/3 (水)～ 14 (日)		ふたみ記念館子ども作品展（山西小学校）	ふたみ記念館	－	観覧35人
3/6	土	町民大学講座「電池の知識を深めよう」	ラディアン ミーティングルーム1	15人	中止
3/7	日	ラディアン・ピアノマラソンコンサート	ラディアン ホール	60組	中止※
3/17 (水) ～28 (日)		ふたみ記念館子ども作品展（二宮中学校）	ふたみ記念館	－	実施中

※ラディアンピアノマラソンコンサートについては、参加予定者対象にコンサート形式ではなく、舞台上でピアノを弾く機会を提供予定

生涯学習課事業予定（令和3年3月26日～令和3年4月22日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
4/15	木	青少年指導員連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	19:30
4/16	金	環境浄化推進員委嘱式・環境浄化パトロール	ラディアン ミーティングルーム2	15:00

【緊急事態宣言後の社会教育施設の対応】

3月23日～

・夜間開館の再開

※温水プールは空調設備故障により当面の間臨時休館中

・会食、合唱・カラオケ等の禁止は継続

4月1日～

・人数制限をしている施設（ラディアン・体育館・武道館）の使用料50%減免の継続

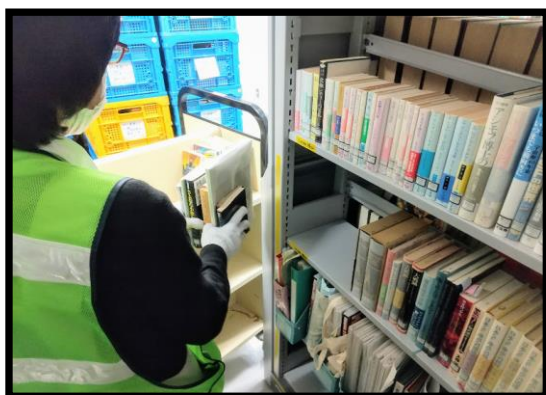
生涯学習課事業報告(令和3年2月8日～令和3年3月25日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	利用人数
2/9	日	子どもの本の相談員配置(各日曜日午後)	児童コーナー	10件
2/2～2/23	火	新図書館20周年記念事業 かこさとし絵本画展	1階	入館者数、前月比で1日約30人増
2/24	木	地下1階収蔵資料移設訓練(収蔵庫・書庫)	地下1階	
2/25	木	東日本大震災被災地図書館写真展	1階	～3月21日(日)
3/19	金	わらべうたであそぼう(各4組)	ラディアン和室	中止
3/20	土	おはなし会	おはなしのへや	中止
3/25	木	図書館だよりPR版「充実した、おうち時間のために」号発行(別紙あり)	地区回覧	
書架整理ボランティア、修理ボランティア			図書館	中止

令和3年3月24日～ 緊急事態宣言後の対応(図書館)

- ②開館時間を通常に戻す。(平日水・金19時00分まで開館)
- ③集会事業再開。(おはなし会、わらべうたであそぼう)
- ④貸出期間・冊(点)数を通常に戻す。(2週間、5冊、3点)



2/24 資料移設訓練



2/25～3/21
東日本大震災被災地図書館写真展

生涯学習課事業予定(令和3年3月26日～令和3年4月25日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
3/30	火	リサイクルコーナー開催 (提供:約3,600冊) ～4/11(日)	展示ギャラリー	9:00 ～17:00
3/30	火	視聴ブース部分再開	視聴ブース	開館時間中
4/16	金	わらべうたであそぼう(各4組)	ラディアン和室	10:00～ 11:00～
4/17	土	おはなし会	おはなしのへや	10:30～

議案第 22 号

令和 3 年度二宮町教育委員会基本方針（案）について

令和 3 年 3 月 26 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

令和 3 年度の二宮町における学校教育、社会教育の教育基本方針を定め、二宮町の教育の一層の充実を図るため提案する。

令和3年度二宮町教育委員会基本方針

教育は人格の形成をめざし、個性を尊重しつつ、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠なものです。情報化やグローバル化など社会が急激に変化する中、将来を担う子どもたちには、予測困難な変化に対し前向きに、主体的に向き合い、今まで以上に他と協調しながら、自らの考えで生涯を切り拓いていく生きる力が求められています。

平成27年10月に策定し、平成30年度に改定した「二宮町教育大綱」において、基本理念として掲げている、町民一人ひとりの「まちづくりの力」、「地域の力」を活かした「共に学び共に育つ教育」をさらに推進するため、児童生徒の「生きる力」を育むとともに、それを取り巻く教育環境の整備、生涯にわたる学習への支援などのさらなる充実を目指します。

学校教育については、新しい学習指導要領が令和2年度に小学校で実施され、令和3年度には中学校でも実施されることから、これを踏まえ、児童生徒一人に1台のタブレット端末を始め、これまでに整備した学習環境を最大限に活用するとともに、小中一貫教育導入のための研究などを通じた「主体的・対話的で深い学び」を実現し、子ども達が様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう取り組みを進めます。

また、生涯にわたり学習することのできる環境の整備と学習機会を提供し、町民一人ひとりが主人公となる生涯学習社会の実現に向けた生涯学習の推進に取り組みます。

いずれの教育活動においても、新型コロナウイルス感染症に対応するための「新しい生活様式」を取り入れ、状況に応じて各種活動の適時・適切な見直しを行うほか、教育施設の老朽化への対策も同時に進めることで、安全・安心な教育環境づくりにも取り組みます。

なお、施策の推進にあっては、二宮町総合戦略及び第5次二宮町総合計画後期基本計画と連携して取り組むこととします。

今年度の重点施策

1 学校教育（教育総務課）

1 児童生徒の「生きる力」の育成

- (1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進
 - ① 言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進
 - ② 英語教育の充実
 - ③ ICT環境を活用した学びの充実

2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

- (1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実
 - ① いじめ、不登校、ひきこもり等に対する体制の強化
 - ② インクルーシブ教育・支援教育の充実
- (2) 教職員の働き方改革の推進
 - ① 働く場としての環境整備
 - ② 統合型校務支援システムの効果的な活用
 - ③ 部活動ガイドラインに基づく部活動の充実
- (3) 教職員の指導力の向上
 - ① 「教職員授業力向上研究事業」の推進
 - ② 教育研究所における研修の充実
- (4) 児童生徒の学習環境の整備
 - ① 長寿命化計画に基づく学校施設等の計画的な改修

3 将来に向けた特色ある学校づくりの推進

- (1) 小中一貫教育の推進
 - ① 二宮町小中一貫教育校設置計画の策定
 - ② 小中一貫教育カリキュラム研究の推進
 - ③ かながわ学びづくり推進地域研究委託事業「9年間を見通した共通性と一貫性のある指導・支援を通じた『学びに向かう力』の醸成と資質・能力を育む指導のあり方」の実施
- (2) コミュニティ・スクール運営の促進
 - ① 学校運営協議会の円滑な運営のための支援
 - ② 地域との連携による児童生徒の活動の促進

4 学校教育に関する情報発信の強化

- (1) 学校ホームページや町ホームページ、広報紙等の積極的な活用

2 社会教育（生涯学習課）

1 地域文化の向上

- (1) 二宮の自然・歴史・文化に触れる機会の提供
 - ① 文化芸術の振興・支援
 - ② 多世代が集い、学習し交流拠点となる場としての生涯学習センター「ラディアン」及び図書館のあり方の検討
- (2) 図書館事業の推進
 - ① 子育て世代と子どもたちの利用の促進
 - ② 図書館資料の充実と利用しやすい環境づくり
 - ③ 町の歴史や文化、ゆかりの人物に関する情報と資料の収集活用
- (3) 社会教育事業の推進
 - ① コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の推進

2 社会教育施設の管理運営

- (1) 生涯学習センター「ラディアン」の適切な管理運営
 - ① ラディアンの長寿命化計画の推進
- (2) 体育施設の適切な管理運営
 - ① 体育施設の現況調査と今後の維持管理の検討

3 社会教育に関する情報発信の強化

- (1) 二宮町ホームページや広報紙等の積極的な活用

1 学校教育

すべての教育活動を通して、児童生徒が人権尊重の意識を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、安心して楽しく学ぶことのできる学校づくりを進めます。

このような人権教育の推進を基盤に「教育環境のさらなる充実」、「生きる力の育成」を基本とし、各学校では「子どもたちの育つ力」、「家庭・学校・地域の育む力」、「行政の支える力」をあわせ、自ら学び自己実現をめざす児童生徒の育成に努めます。

1 児童生徒の「生きる力」の育成

(1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進

① 言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進

重点施策

- ・自ら学び、確かな学力を身につけられるよう、これまで培ってきた各教科における言語活動の工夫を柱として言語能力の確実な育成を図るとともに、学び合いを重視した授業への改善に努めます。

② 英語教育の充実

重点施策

- ・小学校に、中学校英語科免許を持った教員を配置することで、授業や研修会等を通じて、小学校教員の英語指導力の向上を図ります。
- ・小中学校の英語教育において、ALT(外国語指導助手)の活用等を通じて、異文化理解、コミュニケーション能力を育成する授業づくりに努めます。
- ・英語検定費用の助成範囲を3級に加えて準2級以上にも拡大し、生徒の受験意欲を高めることを通じて、英語力と学習意欲の向上を図ります。

③ ICT環境を活用した学びの充実

重点施策

- ・これまでに整備したタブレット端末や実物投影機をはじめとするICT機器の活用を進めるとともに、情報技術に関する理解の推進と効果的な授業の実施に向けた研修を引き続き行います。
- ・児童生徒一人1台のタブレット端末を効果的に活用するための授業支援システムやドリル教材を導入し、子どもたちの学びの充実を図ります。

④ 道徳教育ならびに特別活動の充実

- ・特別の教科である道徳の教科化の趣旨に則り、学校の教育活動全体を通じて他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等を育てるとともに、特別活動との連携による自主的、実践的な力の育成に努めます。

⑤ 学校体育の充実

- ・生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育み、健康の保持増進と体力の向上を図ります。

2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

(1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実

① いじめ、不登校、ひきこもり等に対する体制の強化

重点施策

- ・問題行動の未然防止・早期発見・早期対応に向けて、各校の児童生徒指導体制を見直し、児童生徒理解を着実に進めるとともに、児童生徒指導担当、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実を図ります。
- ・教育研究所内の教育支援室（やまびこ）において、不登校児童生徒への学習支援や生活支援をより一層進めます。
- ・「二宮町いじめ防止基本方針」に基づき、二宮町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- ・各校のいじめ防止基本方針について随時見直しを図り、適切に活用します。また、いじめ防止に関して児童生徒が積極的に関わる取り組みを進めます。

② インクルーシブ教育・支援教育の充実

重点施策

- ・学校、家庭、関係機関等の連携のもとに支援体制を整え、個々の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる能力、個性を伸ばす教育を進めます。
- ・小・中学校へ支援教育補助員を配置し、学習上・学校生活上の困難に応じた支援に努め、インクルーシブ教育の充実に取り組みます。また、外国籍等児童生徒への日本語指導、ことばの教室(そにつく)の運営等、きめ細かな指導を進めます。

(2) 教職員の働き方改革の推進

① 働く場としての環境整備

重点施策

- ・学校間ネットワークパソコン等を更新し、校務や教材研究にかかる業務効率の向上を図るとともに、タイムカードを導入・管理することで、勤務時間をより意識する環境を整えます。

② 統合型校務支援システムの効果的な活用

重点施策

- ・各校において、統合型校務支援システムを活用することで、校務のさらなる正確性の確保や効率化を図ります。

③ 部活動ガイドラインに基づく部活動の充実

重点施策

- ・令和元年度に策定した「二宮町立学校に係る部活動の方針」に基づき、中学校における部活動について、引き続き適正かつ充実した取り組みとなるよう推進します。

④ 外部人材と外部情報の効果的な活用

- ・学習協力者や体育・文化活動指導員など、専門的な知識や技能を持つ外部人材と外部情報の活用をより一層進めていきます。

(3) 教職員の指導力の向上

① 「教職員授業力向上研究事業」の推進

重点施策

- ・学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、小中学校間の連携を図り、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育む授業づくりに努めます。
- ・児童生徒の学力向上を目指して、校内研究のさらなる充実を図り、授業改善に努めます。

② 教育研究所における研修の充実

重点施策

- ・学校教育に関する調査研究や各種教職員研修、教育指導員による訪問指導等を実施し、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- ・教職員とともに、保護者や地域住民も参加できる研修を通じて、二宮町の教育について共通理解を深めます。

(4) 児童生徒の学習環境の整備

① 長寿命化計画に基づく学校施設等の計画的な改修

重点施策

- ・学校施設等現況調査委託の結果を踏まえた長寿命化計画（個別施設管理計画）に基づき、学校施設及び学校給食センターの計画的な改修を進めます。

3 将来に向けた特色ある学校づくりの推進

(1) 小中一貫教育の推進

① 二宮町小中一貫教育校設置計画の策定

重点施策

- ・「二宮町小中一貫教育校設置計画（案）」について、令和元年度に実施した意見交換会で寄せられた意見等を踏まえ、さらに調査研究を進めながら、計画案の見直しを行い、策定に向けた取り組みを進めます。

② 小中一貫教育カリキュラム研究の推進

重点施策

- ・これまでの研究成果をいかし、小中学校教員のワーキンググループでの活動を通じて、9年間を見通した授業づくりを目指します。

③ かながわ学びづくり推進地域研究委託事業「9年間を見通した共通性と一貫性のある指導・支援を通じた『学びに向かう力』の醸成と資質・能力を育む指導のあり方」の実施

重点施策

- ・小中一貫教育の基盤づくりとして、「一人も見捨てられない学級集団・学習集団づくり」をテーマに、町内すべての小・中学校が9年間を見通した共通性と一貫性をもった指導・支援に取り組み、これからの時代に求められる資質・能力の育成を図ります。

(2) コミュニティ・スクール運営の促進

① 学校運営協議会の円滑な運営のための支援

重点施策

- ・町内すべての小・中学校に組織した学校運営協議会の円滑な運営により、学校が地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- ・各学校の学校運営協議会代表者や学校長に加え、地域学校協働活動推進員が一堂に会する情報交換会を定期的に開催し、各学校における取り組みの共有と活性化を図ります。

② 地域との連携による児童生徒の活動の促進

重点施策

- ・学習協力者、体育・文化活動指導員等の地域教育力による支援を推進します。
- ・総合的な学習の時間、ボランティア活動、職場体験など、地域で学ぶ教育を推進します。

③ 郷土愛の育成

- ・地域の行事への積極的な参加を促し、地域交流を通じて郷土を愛する気持ちを育てます。
- ・学習活動に地域教材を活用し、地域について学ぶ教育を進めます。

④ キャリア教育の推進

- ・児童生徒一人ひとりが社会的・職業的自立に向けて自己の将来の生き方や進路を主体的に選択できる能力・意識の育成に努めます。また、児童生徒が発達段階に応じた勤労観、職業観を身に付け、社会に貢献できる力を育てます。
- ・児童生徒が学校で学ぶことと社会とのつながりを意識できるよう、自然の中で

の宿泊体験活動、総合的な学習の時間、ボランティア活動、職場体験などの体験学習を生かしながら、学校の教育活動全体を通じて効果的なキャリア教育を進めます。

4 その他、学校教育における取り組み

(1) 学校における安全対策、安全教育

- ・「二宮町教育委員会学校防災方針」の見直しを行うとともに、各学校において「防災マニュアル」を適切に運用し、児童生徒の安全確保に努めます。
- ・「二宮町児童生徒安全対策協議会」等を通し、地域や関係機関と連携した安全体制の構築を推進します。
- ・「二宮町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図ります。
- ・「学校の新しい生活様式」に則して、学校教育活動全般における感染対策を実施します。

(2) 情報教育

- ・児童生徒一人に1台のタブレット端末を効果的に活用し、高度情報化社会に生きる児童生徒の情報活用能力と情報社会に参画する態度の育成に努めます。
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）によるトラブルやネット依存など情報化社会の進展に伴う課題に対応するため、携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室の開催や、家庭への啓発活動の促進等により、情報モラル教育の充実に努めます。

(3) 読書指導

- ・朝読書や読み聞かせの時間をはじめ、教育活動の中に読書の時間を取り入れることで、読書習慣の形成に取り組みます。
- ・学校図書館指導員を配置し、利用頻度を高めるように環境整備を進めます。
- ・学校図書館や町図書館の利用を進め、読書を通じて「考える力」、「感じる力」、「想像する力」を身につけられる機会を確保し、児童生徒の「主体的な学び」に繋がります。

(4) 「幼・保・小・中」の連続性を大切にした指導

- ・「幼・保・小交流会」や「小・中交流会」等の充実に努め、学びや育ちの連続性を大切に、幼児教育から学校教育及び異校種間の円滑な接続を図ります。

ます。

(5) 学校給食センターにおける取り組み

- ・調理及び配送、配膳業務を委託した民間業者と連携し、安全でおいしい給食の安定的な提供に努めるとともに、栄養バランスのとれた、心のこもった手作りの給食を通して、児童生徒が食の大切さを学ぶ食育の充実を図ります。
- ・子どもたちが地域の産業や農産物を身近に感じ、興味・関心が高まるよう、地産地消を推進します。

5 学校教育に関する情報発信の強化

(1) 学校ホームページや町ホームページ、広報紙等の積極的な活用

重点施策

- ・地域とともにある開かれた学校づくりを推進するため、町ホームページや広報紙、フェイスブック、学校だより等従来の手法に加え、学校独自のホームページを積極的に活用し、タイムリーで効果的な情報の継続的な発信に努めます。

2 社会教育

町民一人ひとりが、生涯いつでもどこでも自由に学習することができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」の実現と共に個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、町民が主体となった多様な学習機会の提供、文化活動・生涯スポーツの推進を図ります。

町の文化交流拠点として、生涯学習センター「ラディアン」及び図書館について、駅周辺における公共施設再編の検討に合わせて今後の施設のあり方などの検討をすすめるとともに、他の社会教育施設も含め持続可能な施設管理及び効果的な運営について、町と連携して取り組みます。

1 地域文化の向上

(1) 二宮の自然・歴史・文化に触れる機会の提供

① 文化芸術の振興・支援

重点施策

- ・ラディアン開館 20 周年を記念し、団体が実施するラディアンホールを活用した文化事業に支援を行うことにより、二宮町の文化の向上及び普及を図り、町民が多様な文化に触れることができる機会を提供します。
- ・町民の日頃の文化活動の成果発表の場の提供、伝統芸能の保存及び郷土愛の醸成を目的として「文化祭」、「ピアノマラソンコンサート」、「民俗芸能のつどい」などを実施します。
- ・「ふたみ記念館」では、観光事業との連携等を通じて、町出身の画家二見利節の絵画の認知度の向上を図るとともに、開館 10 周年を記念した常設展示や児童・生徒の作品展示等を通じて、施設の有効活用と地域に根ざした美術館を目指します。
- ・町指定文化財や貴重な資料などの整理・保存に努め、展示等公開するとともに、「湘南二宮バーチャル郷土館」や「にのみや町民大学講座」等を通じて二宮の自然や歴史に触れる機会を提供し、二宮町の魅力発信を行います。

② 多世代が集い、学習し交流拠点となる場としての生涯学習センター「ラディアン」及び図書館のあり方の検討

重点施策

- ・駅周辺における公共施設再編の検討に合わせ、町民の交流拠点としてラディアン及び図書館の活用方法やあり方を、他の事例も参考にしながら検討します。

③ 学習機会の整備

- ・生涯学習情報誌「身近な余暇ガイド」の情報収集・更新を行い、学習相談に応えるとともに、「町民大学サポーター制度」の周知・活用を図ります。

- ・生涯学習ボランティアが企画運営する「にのみや町民大学講座」を実施し、町民が主体となった学習機会を提供します。
- ・「にのみや町民大学講座」では、新たな生活様式に対応した講座の内容や実施方法を検討し、いつでもどこでもだれでも学べる学びの場をめざしていきます。
- ・神奈川大学との包括協定事業の一環として、大学の資源を活用した事業を実施します。

(2) 図書館事業の推進

① 子育て世代と子どもたちの利用の促進

重点施策

- ・生涯を通じた利用の入口として、「ブックスタート事業」（子育て・健康課共催）や親子向け事業に取り組みます。また、「こどものほんコーナー相談員」を定期的に配置し、絵本や育児書に関する質問や調べ学習、読書相談に対応します。
- ・町内の小中学校、高等学校、幼稚園や保育園と連携し、情報の発信や図書館資料の貸出を通じて、読書習慣形成への後押しや図書館利用の推進に取り組みます。
- ・子どもたち一人ひとりが自分らしい生き方を実現していく過程で、さまざまな考えや文化に触れられるよう、ティーンズコーナーの充実とPRに取り組みます。

② 図書館資料の充実と利用しやすい環境づくり

重点施策

- ・町の文化と情報の拠点として、町に暮らす幅広い世代、さまざまな立場の町民に活用されるよう、定期的かつ多様な資料の更新、図書館基金を活用した幅広い資料の充実に取り組みます。
- ・子育て関連図書や、健康・医療関連図書をはじめとする各コーナー、各フロアについて、魅力ある書架づくりを進めます。
- ・新着資料のお知らせメールや資料予約、読書記録作成などのホームページサービスの利用促進をはじめ、アクセスしやすい環境づくりに取り組みます。
- ・図書館利用の促進を図るため、資料やサービスについて、図書館独自の広報ツール（図書館だより、ホームページ、Twitter）を通じた情報発信を進めるとともに、町広報ツール（広報にのみや、町ホームページ、町Facebookなど）も活用します。
- ・図書館がより身近な存在として多くの町民に親しまれるよう、町民との協働や協力を意識した運営に努めます。

③ 町の歴史や文化、ゆかりの人物に関する情報と資料の収集活用

重点施策

- ・開館20周年事業として町民向け講座を開催するとともに、町にゆかりのある

- 人物や資料整備を継続し、文化を育む風土の醸成に取り組みます。
- ・町に関する出版物や行政資料を収集整理し、地域への理解と思いの涵養に努めます。

(3) 社会教育事業の推進

① コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の推進

重点施策

- ・小学校に加え中学校にも地域学校協働活動推進員を配置し、見守り、学習支援、放課後の居場所づくりなど地域学校協働活動を推進します。また、地域住民・学校・団体・企業等多様な主体が参画できるようなネットワーク作りを目指します。
- ・放課後の安全・安心な居場所づくりと子どもたちの豊かな人間性を育むため、地域学校協働活動推進員と連携し、地域のボランティアの方々の協力のもと放課後子ども教室を実施します。

② 人権教育の推進

- ・さまざまな人権問題に対し、人権意識を育むために人権教育研修会等を開催し啓発を行います。

③ 青少年の健全育成

- ・青少年指導員連絡協議会、スポーツ推進委員、PTA連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会との協力・連携により、児童・生徒の地域活動を促進します。
- ・レクリエーション、スポーツなどのさまざまな体験活動を通じて子どもたちの社会性、主体性を育み、将来地域を担う青少年の育成を行います。
- ・「中学生交流洋上体験研修」、「青少年交流キャンプ」などの実施、子ども会事業の支援等によって、広い視野を持った青少年を育成します。
- ・青少年環境浄化推進員との連携により、「青少年の健全育成キャンペーン」、「有害図書の区分陳列の調査」及びPTA連絡協議会が行う「子どもSOSのいえ」への支援を実施し、青少年の社会環境浄化及び安全・安心の確保に努めます。
- ・ものづくりや科学実験等の体験活動の場として、「子どもチャレンジ教室」を実施します。

④ 社会教育関係団体との連携

- ・町内の各社会教育関係団体との連携を密にし、共催事業の実施、研修会の開催など活動の支援を行います。

⑤ 町民が主体となった社会体育事業の推進

- ・スポーツ推進委員連絡協議会主催の「バウンズボール大会」、スポーツ協会主催の「スポーツフェスティバル」など、子どもから大人まで、だれもが安全、安心

して参加できる町民が主体となったスポーツ事業の支援を行います。

2 社会教育施設の管理運営

(1) 生涯学習センター「ラディアン」の適切な管理運営

① ラディアンの長寿命化計画の推進

重点施策

・特定天井基本設計を実施し、ラディアンの長寿命化計画を推進します。

② ラディアンの利便性向上と運営の効率化

・町民の学習・文化活動の拠点として、ラディアンの適切な施設運営を行います。
また、引き続き施設利用者の利便性の向上と施設運営の効率化に努めます。

(2) 体育施設の適切な管理運営

① 体育施設の現況調査と今後の維持管理の検討

重点施策

・体育施設の効率的な運営や整備を行い、町民の主体的なスポーツ活動の場の提供を行います。また、体育施設の現況調査を行い、今後の維持管理の方向性について検討を行います。

② 温水プールのあり方の検討

・設備の老朽化が進んでいる温水プールについて、町関係部署と検討組織を立ち上げ、多角的な視点から今後の施設のあり方を検討します。

3 社会教育に関する情報発信の強化

(1) 二宮町ホームページや広報紙等の積極的な活用

重点施策

・町民が等しく生涯学習の機会を得られるよう、二宮町ホームページや広報紙等を通じて、また、社会教育関係団体、社会教育施設利用者等、人と人とのネットワークを通じて、学習・文化、スポーツ等の情報を積極的に発信していきます。

重点施策と関連する主な予算事業

今年度の重点施策	関連する主な町予算事業名
1-1 児童生徒の「生きる力」の育成	
(1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進	英語教育推進事業 I C T教育推進事業
1-2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備	
(1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実	教育相談・教育支援室事業 支援教育推進事業
(2) 教職員の働き方改革の推進	学校間ネットワーク推進事業
(3) 教職員の指導力の向上	教育研究所経費
(4) 児童生徒の学習環境の整備	(各学校) 教育施設整備事業
1-3 将来に向けた特色ある学校づくりの推進	
(1) 二宮町小中一貫教育の推進	小中一貫教育推進事業
(2) コミュニティ・スクール運営の促進	コミュニティ・スクール運営促進事業
1-4 学校教育に関する情報発信の強化	
(1) 学校ホームページや町ホームページ、広報紙の積極的な活用	
2-1 地域文化の向上	
(1) 二宮の自然・歴史・文化に触れる機会の提供	文化財保護普及啓発事業 伝統芸能保存事業 文化振興事業 ふたみ記念館管理運営事業
(2) 図書館事業の推進	図書館資料整備事業 図書館運営事業
(3) 社会教育事業の推進	地域学校協働活動推進事業
2-2 社会教育施設の管理運営	
(1) 生涯学習センター「ラディアン」の適切な管理運営	生涯学習センター管理運営事業
(2) 体育施設の適切な管理運営	テニスコート施設管理運営事業 武道館施設管理運営事業 町立体育施設管理運営事業 町民運動場施設管理運営事業 山西プール施設管理運営事業 町民温水プール施設管理運営事業 体育施設長寿命化対策事業
2-3 社会教育に関する情報発信の強化	
(1) 二宮町ホームページや広報紙の積極的な活用	

議案第23号

二宮町学校運営協議会規則を改正する規則について

令和3年3月26日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町学校運営協議会規則について、所定の改正を行うため提案する。

条例・規則等の一部改正についての要点シート

条例・規則 等件名	二宮町学校運営協議会規則の一部を改正する規則
施行予定 年月日	公布の日
改正概要（改正条文、改正内容、改正理由を具体的に明示する）	
<p>改正条文 第1条</p> <p>改正内容 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p>	

二宮町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

二宮町学校運営協議会規則（平成30年二宮町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

二宮町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第24号

二宮町地域学校協働活動推進員設置規則の一部を改正する規則について

令和3年3月26日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町地域学校協働活動推進員設置規則について、所定の改正を行うため提案する。

二宮町地域学校協働活動推進員設置規則の一部を改正する規則

二宮町地域学校協働活動推進員設置規則（平成31年二宮町教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「小学校区」を「学校区」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

二宮町地域学校協働活動推進員設置規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定数) 第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区1人程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の<u>学校区</u>を担当することを妨げない。</p>	<p>(定数) 第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区1人程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の<u>小学校区</u>を担当することを妨げない。</p>

議案第25号

学校運営協議会委員の委嘱について

令和3年3月26日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

学校運営協議会委員について、令和4年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮小学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	飯塚 富美	令和3年4月1日	令和4年3月31日	
2	大矢 孝道			
3	掬川 せつ子			
4	下田 章弘			
5	片岡 宇一郎			
6	伊達 良雄			
7	成岡 政男			
8	木川 和雄			
9	竹内 伸介			
10	関口 千彦			新任

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（一色小学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	小口 愛子	令和3年4月1日	令和4年3月31日	
2	山本 正博			
3	足立 眞理子			
4	渡邊 恒文			
5	橋本 由恵			
6	廣上 正市			
7	守屋 保子			
8	関口 正美			
9	小野寺 裕美			

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（山西小学校）

	氏 名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	蓮實 茂夫	令和3年4月1日	令和4年3月31日	
2	阿部 正昭			
3	山中 美由紀			
4	小林 貴利			
5	柴田 カヨ			
6	三宅 栄子			
7	山下 浩之			
8	水島 寿徳			
9	宮戸 健			

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮中学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	藤原 直彦	令和3年4月1日	令和4年3月31日	
2	美濃島 規子			
3	川上 敏久			
4	稲子 紀之			新任
5	関口 金由紀			
6	三枝 公一			新任
7	小宮 昇			

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮西中学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	秋山 俊洋	令和3年4月1日	令和4年3月31日	
2	釧持 実枝子			
3	三田 哲也			
4	松本 良克			
5	府川 陽一			新任
6	齋藤 仁			新任
7	脇 一男			
8	一色 由利子			
9	泉 直英			
10	遠藤 一美			

議案第26号

二宮町青少年指導員の委嘱について

令和3年3月26日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町青少年指導員について、令和4年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課 **各種委員名簿**

各種委員名 青少年指導員

	氏名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	嶋津 美紀	令和3年4月1日	令和4年3月31日	新任

議案第27号

地域学校協働活動推進員の委嘱について

令和3年3月26日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

地域学校協働活動推進員について、令和4年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 地域学校協働活動推進員

	氏名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	伊達 良雄	令和3年4月1日	令和4年3月31日	二宮小学校
2	橋本 由恵	令和3年4月1日	令和4年3月31日	一色小学校
3	山中 美由紀	令和3年4月1日	令和4年3月31日	新任・山西小学校
4	藤原 直彦	令和3年4月1日	令和4年3月31日	新任・二宮中学校
5	泉 直英	令和3年4月1日	令和4年3月31日	新任・二宮西中学校

資料 No.1

令和3年度教育長職務代理者の指名について

渡辺 優子 委員を指名する。

任期：令和3年4月1日から令和4年3月31日

資料 No.2

各種委員会委員について(案)

(令和3年3月26日教育委員会議資料)

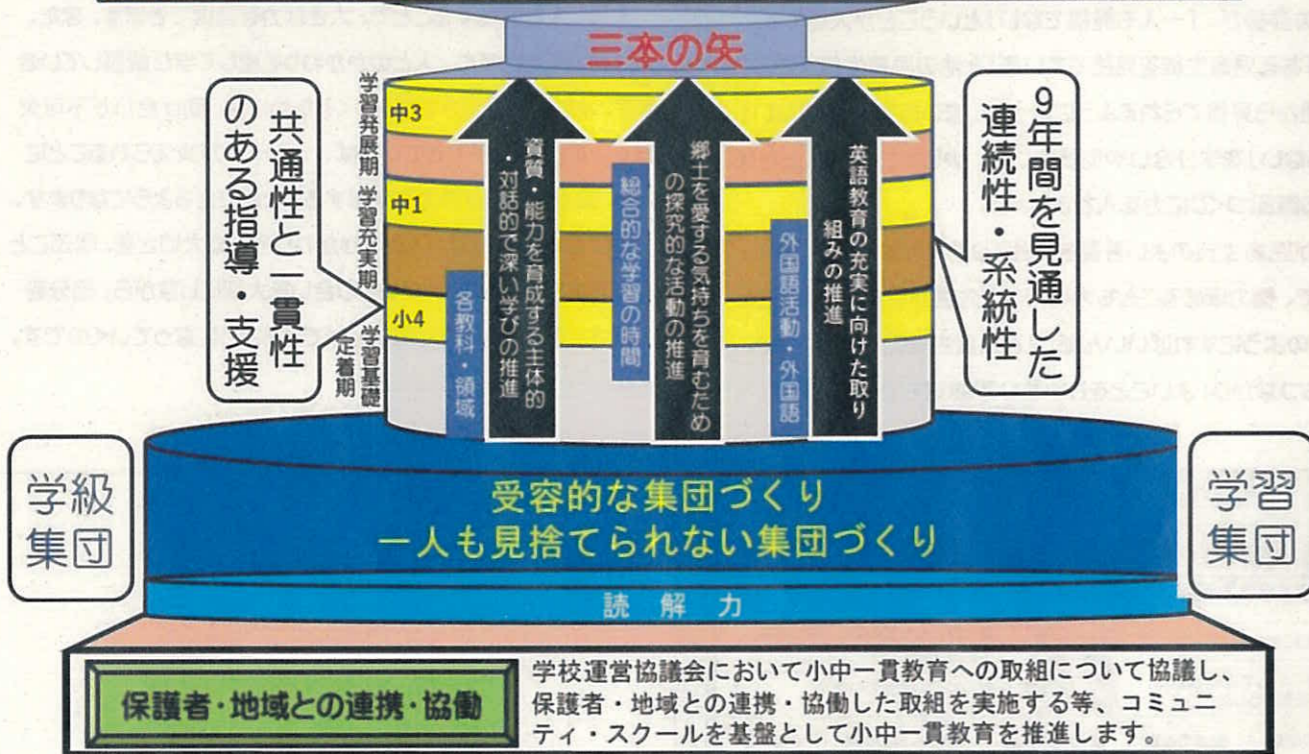
(敬称略)

委員会の名称	委員名
都市計画審議会 (令和4年1月31日まで)	野谷 悦
学校給食センター運営委員会	山内 みどり
二宮育英会 理事 (二宮育英会規約により教育長職務代理あて職)	渡辺 優子
二宮町総合計画審議会 (令和4年1月以降)	岡野 敏彦

二宮町小中一貫教育構想

【小中一貫教育の目指す子ども像】

- ・自分の心と身体にまっすぐに向き合い、自分の良さを発揮し、自己実現できる子ども。
- ・多様な価値観を大切に、互いの良さを引き出しあい、主体的に他者と協働できる子ども。
- ・二宮に愛着と誇りを持ち、社会に貢献できる子ども。



取り組む際の留意事項

- ① 「具体的な手立て」を統一して、チーム学校として協働的に取り組むことで、成果を求めていきましょう。
- ② 一朝一夕で出来るものではありません。みんなで共通して、根気強く取り組みましょう。
- ③ 自分が今までやってきたことと違うと苦痛を感じる先生もいるかもしれません。だまされたつもりで取り組んでみましょう。
- ④ 共通の取組を始めると、「成果を出せる人」や「そうでない人」の違いが出てきます。よい実践ができている先生に、具体的にどのようにしているか教えてもらい、みんなで同じ方向性に向かって進んでいくことが可能になります。

「一人も見捨てられない学級集団、学習集団」の基盤づくりと資質・能力の育成のために

学校全体で4月から取り組みたいこと

二宮町教育委員会
二宮町教育研究所

監修 教育力向上アドバイザー 吉新一之

その1

『これから大切にすること』を確認しましょう。

これからの『大切にしたいこと』を伝えましょう



学習の仕方や学校生活が、これからは変わることがあります。『これまでと違うんだ、がんばろう。』という意識の変革が大切です。

明治から続いてきた「日本の教育」は、たくさんの知識を覚えたり、問題の正解を求めたりすることが優先されてきました。しかし、時代や環境の変化とともに、正解のない問題に取り組み、人と協働して新たな考えを作り上げ、解決できる資質・能力が求められるようになりました。

学校教育において、資質・能力を育成することが、重視されるようになりました。そのための学び方の何が変わるのか、何ができるようになることが大切なのか、なぜそうなるのか、実現するためには、何が大切なのかを丁寧に児童生徒に伝えることが大切になります。

その2

『待つ』ことを意識しましょう。

自分たちで行動できるように

- 静かにさせるとき ※だまってみんなを見ます。
- 並ばせるとき ※だまってみんなを見ます。
- 何か始めるとき ※だまってみんなを見ます。

待つ

静かになるまで、先生は他のことをしません。『先生は待っている』と児童生徒が意識できるようにして『前に立ってだまって待っている』と静かになります。これが当たり前になるまで、根気よく続けましょう。

自分たちで考え、行動できる集団にするためには、教師がすぐに指示をして動かそうとするのではなく、行動するまで『待つ』ことが大切です。

最初は、黙って待っているだけでなく、自分たちで行動することの大切さをしっかりと伝え、「自分たちで行動できるまで待っています。」などの声をかけることも必要です。

根気よく続けていると、互いに声を掛け合って、自分たちで行動できる集団になってきます。

声掛けの仕方については、相手を否定したり傷つけたりしないように留意させることも大切です。

その3

『働きかけ』に注意しましょう。

教師の不適切な認識や言動、差別的な言動が、児童生徒を傷つけ、階層やいじめのきっかけをつくります。



子どもの発達には個人差が大きく、個に応じた支援が大切。

児童生徒が、多様な個性や個人差を受け入れて、助け合いができる集団をつくっていくためには、差別や階層があっては不可能です。

日頃の教師の言動が、差別や階層を生み出す「きっかけ」を作り出すことがあります。学齢を基準に、すべての児童生徒が、同じことをできるはずだという認識は間違っています。

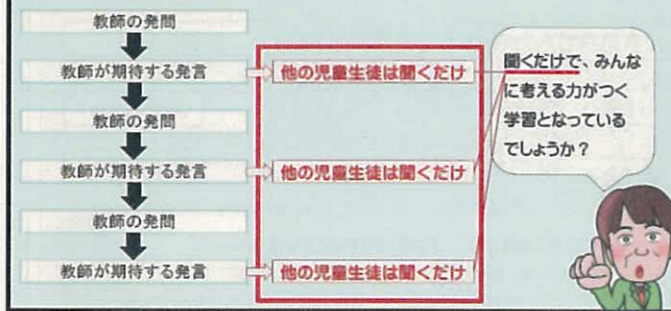
個人差、能力差を受け入れられる先生でなければ、個人差を受け入れられる受容的な集団をつくれる先生にはなれません。

具体的にどうすればよいのか、教師集団で話し合い、共通理解を図ることも大切です。

その4

『学習の進め方』を見直しましょう。

教師の発問と児童生徒の答えだけで進める授業



発問して、児童生徒に挙手させて、指名する場合は、**より多くの挙手をめざして、「待つ」ことを習慣化しましょう。**

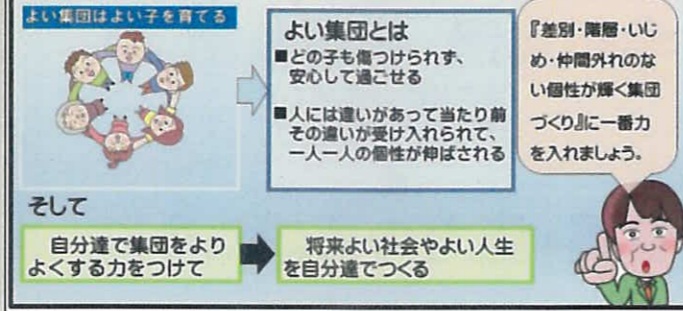
先生の発問に対して、先生が期待している発言がなされたとしても、すぐに次へ進めるのではなく、その発言に対して、つけたし、質問、反対はないか確認してから進めるようにしましょう。

上図にあるように、発言を聞くだけで学習が進められていく場合、「疑問」、「理解できないこと」、「発言したいこと」は、スルーされてしまいます。一人一人の理解を大切にすることを意識しましょう。

その5

『よい集団づくり』を意識しましょう。

学校の一番の強みは **集団があること**



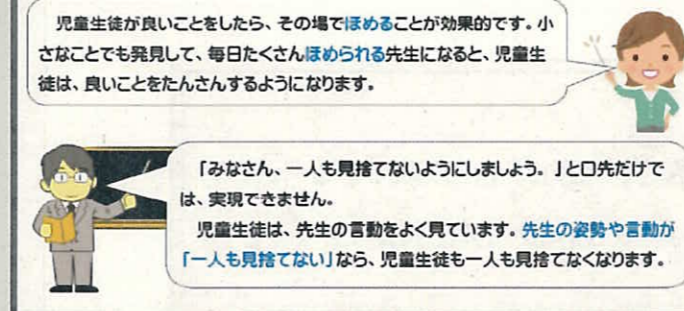
よい集団の中では、よい子が育つ。これは、当然のことです。なぜなら、人の成長は、環境に大きく左右されるからです。学校は、集団で過ごします。その集団を、よいものにするのでよい教育をすることが可能になります。このように集団を活用できるのが、学校の強みなのです。

よい集団とは、一人一人の発達や能力の違い、個性の違い、興味関心の違いを受け入れ、どの子どものびのびと過ごせる「受容的な集団」のことです。このような集団をつくることができれば、一人一人の能力や個性が伸ばすことができるようになります。

その8

『一人も見捨てない』を意識しましょう。

『ほめる』『一人も見捨てない』を大切にします。



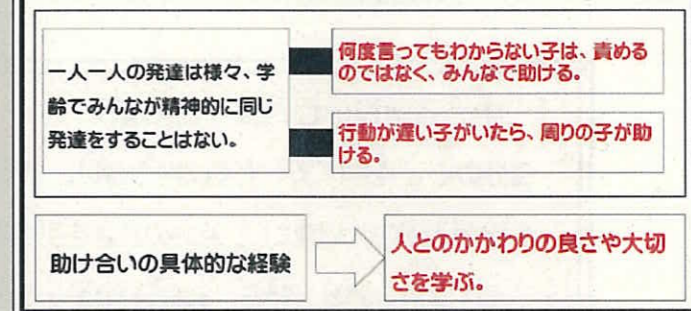
先生の姿勢が、「一人も見捨てない」ということが大切です。先生が「ある児童生徒を見捨てている」と他の児童生徒が感じれば、周囲から見捨てられるようになってしまいます。「できない」、「分からない」を学び合いや助け合いで、少しずつでも向上させていける集団づくりに力を入れましょう。

先生が児童生徒のよい言動を、当たり前と思わないで、みんなの前で、極力ほめることも大切です。先生がほめるということは、「そのようにすればいいんだ。」と児童生徒に方向性を示すことにもつながり、よいことをしやすい雰囲気もできてきます。

その9

学級の生活で「助け合い」を優先させましょう。

助け合いを優先させる指導を心掛ける。



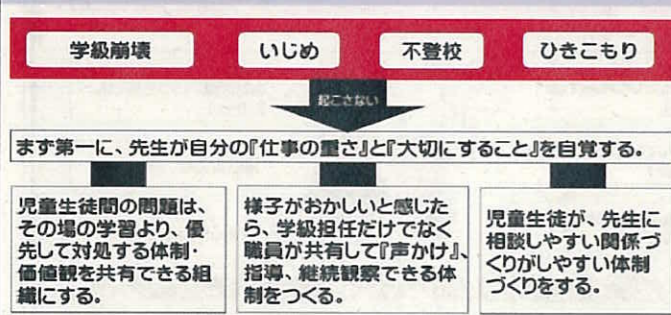
人は、人と協働することで、大きな力を発揮できます。また、人は何歳になっても、人とのかかわりを通して学び成長していきます。**よい人とのかかわりをつくるためには、助け合いが不可欠です。**助け合いができていれば、一人一人が支えられることにより、安心して自分の力を発揮することができるようになります。

助け合いの経験は、人とのかかわり合いの大切さを、学ぶことができます。そして、人とのわり合いを大切にしながら、自分を成長させていく力をつけることができるようになっていくのです。

その6

『児童生徒の様子』に注意しましょう。

先生の意識と組織的な取組

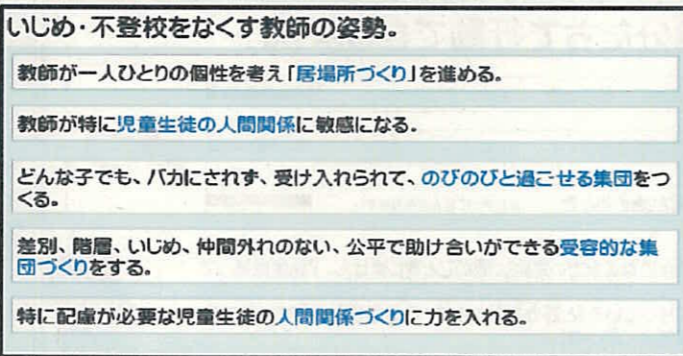


学級崩壊、いじめ、不登校は、児童生徒の状態を、教師が把握できていないことに起因して生じる問題ととらえることもできます。**早期に問題を発見して、組織的な取り組みで解決するための体制を作ることが有効です。**

学級崩壊やいじめが起こるのは、その学年や学級の問題だけではなく、それまでの何らかの積み重ねがあったという見方が大切です。そして、組織として指導の体制や教育方法を見直し、学級崩壊、いじめが起こりにくい、環境づくりをすることが求められます。

その7

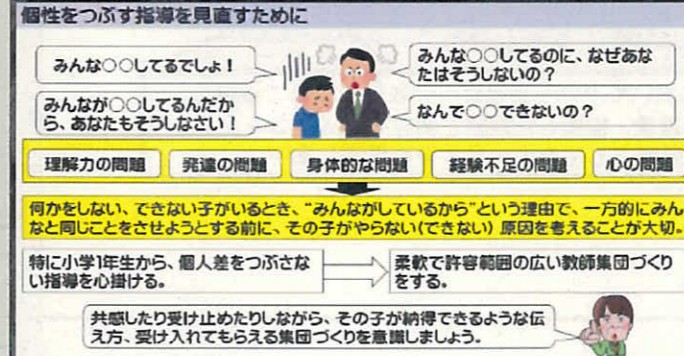
『受容的な集団づくり』を意識しましょう。



人は、人とのかかわりで成長していきます。人とのかかわりをつくり、一人一人が「自分の居場所」を学級の中につくれるようにしていくことは、大切なことです。級友とのかかわりができないのは、本人の問題だから仕方ないでは、教育を放棄していることと同じです。これから進められていく**資質・能力を育成する教育では、人とのかかわりが学習の基盤となります。**学び合いや助け合いを通して、人とかかわる良さを体験させていくことが重要になります。特定の児童生徒だけのつながりをもとにした学び合いや助け合いでは、一人一人の資質・能力を育成することは不可能です。

その10

個人差・能力差を意識した指導を心掛けましょう。



学校に入ると、個性が失われていくという話を聞いたり、そう思ったりする先生もいることと思います。日本の教育は、集団で同じ内容を同じ方法で学んだり、一つの正解を求める学習が多かったり、集団で一つのことを取り組むことが多いことに起因していると考えられます。良い面も多いのですが、これらの積み重ねにより「人と同じにしなければいけない」、「逸脱してはいけない」という意識が、知らず知らずのうちに積み重ねられていきます。その結果、強い同調圧力が生じてきます。周りを気にしすぎて、自分らしさを出すことに抵抗を持つようになってしまいます。

**取り組む際に留意
していただきたいこと
共通性と一貫性**

令和2年度に取り組んだこと

①「二宮町小中一貫教育だより」による教職員への広報活動

平成28年度(2016年)に「二宮町立小中学校に小中一貫教育校の導入を検討するにあたっての基本的な考え方」が発表され小中一貫に向けた取り組みが開始されました。そのような中で新たに二宮町の教職員になった人も年々増え、「小中一貫教育」の基本的な考え方と、過去三年間の取組の成果と課題を共有することが必要であると考え月1~2回程度のペースでたよりを発行して、一定程度の共通理解が図れた。

②小中を貫く3本の矢の設定

「小中一貫教育の目指す子ども像」と「二宮町教育大綱基本方針」より小中一貫教育で取り組む重点を「三本の矢」として次のように設定した。

一本目の矢は目指す子ども像にある「多様な価値観を大切にし、互いの良さを引き出しあい、主体的に他者と協働できる子ども」と「新学習指導要領の方向性である新しい時代に必要となる資質・能力の育成」を受け「資質・能力を育成する主体的・対話的で深い学びの推進」とした。

二本目の矢は目指す子ども像にある「二宮に愛着と誇りを持ち、社会に貢献できる子ども」を受け「郷土を愛する気持ちを育むための探究的な活動の推進」とした。

三本目の矢は二宮町の教育の特色の一つである英語教育と二宮町教育大綱基本方針にある「地球的な視野で自ら考え主体的に行動できる、世界に羽ばたく人材を育てます」を受け「英語教育の充実に向けた取り組みの推進」とした。

③ワーキンググループによる小中一貫教育関連の成果物の作成

小中一貫教育は、教職員が目指す子ども像を共有し、9年間の連続した教育課程(カリキュラム)を編成していることが必須である。このことを明らかにするために小中学校の教員で組織するワーキンググループ(教科領域)ごとに「二宮町小中一貫教育 各教科の概要」「二宮町小中一貫教育教科の単元系統一覧表」「二宮町小中一貫教育教科年間計画」を作成し、小中一貫教育で配慮する事項や重点指導事項と9年間で学習する単元の配列や系統性を表す成果物を作成した。

④二宮町小中一貫教育のランドデザインのアウトライン(輪郭)作成

全国の小中一貫教育に取り組む学校のランドデザインを参考に、「二宮町 小中一貫教育 グランドデザイン」のアウトラインを作成した。

⑤山西小学校での学校研究

小中一貫教育において9年間の学びを共通性と一貫性を持って取り組むことが必要である。このことを実現するためには小中学校を問わず「受容的で一人も見捨てられない学級集団、学習集団」を学びの基盤としてつくることが不可欠である。本年度は山西小学校に吉新一之教育力向上アドバイザーをスーパーバイザーに迎え先行して研究に取り組んだ。

⑥学校全体で4月から取り組むためのリーフレットの作成

新年度のスタートに当たり、小中一貫教育を進める上での3本の矢の1本である「資質・能力を育成するための主体的・対話的で深い学びの推進」の基盤となる「一人も見捨てられない学級集団、学習集団」を作ることと「資質・能力の育成」のためのリーフレットを作成し、小中5校が共通性と一貫性を持って取り組めるように4月に教職員全員に配布する。

令和3年度に取り組むこと

①二宮町小中一貫教育校設置計画の作成

令和元年度に策定した二宮町小中一貫教育校設置計画（案）を見直し、二宮町小中一貫教育校設置計画を策定する。

②二宮町小中一貫教育グランドデザイン作成

グランドデザイン作成のために、クリアしなければならない「9年間を見据えた小中一貫教育目標」「主体的・対話的で深い学びの成立と資質・能力の育成との関係」等について検討しグランドデザイン作成を目指す。

③分離型小中一貫校としての学校組織づくりと運営上の課題の把握と整理

小学校と中学校の学校運営組織や文化の違いを乗り越えるための課題を現状の取り組みから把握し課題を整理する。

④学校研究に取り組むための手引きの作成

5校の取り組みが共通性と一貫性のあるぶれのない取り組みとするために、「一人も見捨てられない学級集団、学習集団づくり」と「資質・能力を育成するための主体的・対話的で深い学びを目指して」の2つの課題を解決するための手引書を作成する。

⑤小中を貫く基盤づくり【学校研究】

共通性と一貫性をもった、「一人も見捨てられない学級集団、学習集団づくり」を推進する。教育力向上アドバイザー吉新一之先生をスーパーバイザーに迎え5校で共通性と一貫性を持って基盤づくり取り組む。

⑥一貫教育としての共通した汎用的な「資質・能力」の育成【学校研究】

教師一人一人が個々バラバラのやり方をしていては、育成される資質・能力は異なり、系統性もなく引き継がれることも期待できない。共通性と一貫性をもった指導、支援で身に付けた汎用的な資質・能力を、各教科の学習で生かすことにより、各教科等の特質に応じた物事のとらえ方や考え方（見方・考え方）を養うことにつなげていく。

⑦各教科領域の小中一貫カリキュラム成果物の活用【ワーキンググループ】

学習段階(4-3-2)の3に当たる小学5,6年生、中学1年生は小学校から中学校へのつなぎの部分であり、それ以降の学習に影響を及ぼすと捉える。そこで成果物を活用し、小中連携で解決をしなければならない重点(つまりきやすい単元、理解しにくい単元、発展性のある単元)を洗い出し、今年度の成果物を加除修正していく。

各グループで解決をしなければならない重点箇所を設定し、指導法等の改善の研究に取り組むと共に、効果的・効率的な指導を行うためにカリキュラムの組み替え等が可能かも検討します。

⑧「総合的な学習の時間」「特別活動」ワーキンググループの創設【ワーキンググループ】

現在ある12のワーキンググループに「総合的な学習の時間」「特別活動」の二つのワーキンググループを新たに組織して次のことに取り組む。

○郷土を愛する気持ちを育む探究的な活動の単元・教材開発 【総合的な学習の時間】

総合的な学習の時間を核にして、生活科・社会科・理科と関連させ、発達段階を考慮し小中一貫の「郷土二宮」に関連する単元・教材開発に取り組む。また、小学校の社会科の副読本「わたしたちの二宮」をベースにして郷土を愛する気持ちを育む探究的な活動で活用できる副読本の研究に取り組む。

○特別活動における小中交流【特別活動】

全校児童生徒を対象とする小中交流だけではなく、例えば児童会・生徒会の本部役員の交流など目的を同じとする小集団での小中連携を洗い出し、実施可能なものから交流を推進する。

⑨異校種現状を理解するための教職員交流

小中学校教員間の文化的な違いについて理解するため、小中一貫分離グループ(二宮小、二宮中グループ、一色小、山西小、二宮西中グループ)の学校間で、終日異校種の教員と一緒に行動し、異校種現状を理解する交流に取り組む。

全国の小中一貫教育校の実態調査

国立教育政策研究所が公表した「小中一貫教育の成果と課題に関する調査研究報告書」（平成 27 年 8 月）、市町村の教育施策としての小中一貫教育に関する研究報告書（平成 31 年 3 月）並びに文部科学省が公表した「小中一貫教育の導入状況調査について」（平成 29 年 3 月）を精読し、全国的に見られる成果と課題を把握確認した。

学校ICTの経費全体像について

資料No.4

単位：千円

事業名	No.	件名	リース期間	月額(税込)	契約額・予算額	R2	R3	R4	R5	R6	R7
教育研究所経費	1	実物投影机(書画カメラ5台)リース	H28.9.1-R3.8.31	5,778	346,680	69,336	28,890				
	2	プログラミング教材借上(MESH11セット)リース	R2.9.1-R7.8.31	11,125	667,500	77,875	133,500	133,500	133,500	133,500	55,625
教育振興経費	3	プログラミング教材購入(MESH33セット)			2,846,580	2,846,580					
学校図書館推進事業	3	学校図書室PC再リース	R2.4.1-R2.8.31	54,978	274,890	274,890					
	4	学校図書室PC再リース	R2.9.1-R2.12.31	54,978	219,912	219,912					
	5	学校図書室PC新規リース	R3.1.1-R7.12.31	156,376	9,382,560	469,128	1,876,512	1,876,512	1,876,512	1,876,512	1,407,384
	6	発注データベース使用料			209,000	209,000	209,000	209,000	209,000	209,000	209,000
学校間ネットワーク推進事業	7	教育委員会・学校間イントラネット用コンピュータ借上料再リース	R2.4.1-R3.3.31	411,576	4,938,912	4,938,912					
	8	教育委員会・学校間イントラネット用コンピュータ借上料再リース	R3.4.1-R3.8.31	411,576	2,057,880		2,057,880				
	9	教育委員会・学校間イントラネット用コンピュータ借上料リース	R3.9.1-R8.8.31?	1,666,783	100,006,980		11,667,481	20,001,396	20,001,396	20,001,396	20,001,396
	10	校務システム借上料	R1.9.1-R6.8.31	367,416	22,044,960	4,408,992	4,408,992	4,408,992	4,408,992	1,837,080	
ICT教育推進事業	11	書画カメラ56台、タブレットPC21台、テレビ14台等	H30.9.1-R5.8.31	322,596	19,636,538	3,871,152	3,871,152	3,871,152	1,612,980		
	12	iPad439台、等	R1.2.1-R6.1.31		~R2.3.31:499,345 R2.4.1~:3,041,225	177,389,740	36,494,700	36,494,700	36,494,700	36,494,700	30,412,250
	13	ドメイン取得・更新料				18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	14	校内ネットワーク整備業務委託料			40,700,000	40,700,000					
	15	校内ネットワーク保守委託料		275,000			3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000
	16	Chromebook1572台、等	R3.3.1-R8.2.28	741,730	44,503,800	741,730	8,900,760	8,900,760	8,900,760	8,900,760	8,159,030
	17	授業支援システム、AIドリル教材、等		402,600			4,831,200	4,831,200	4,831,200	4,831,200	4,831,200
	18	chromecast	R3.6.1-R8.5.30	13,920	835,200		139,200	167,040	167,040	167,040	167,040
小学校共通施設管理運営経費	19	湘南ケーブル光回線		13,992		167,904	167,904				
	20	GIGA高速光回線		82,830		248,490	993,960	993,960	993,960	993,960	993,960
中学校共通施設管理運営経費	21	湘南ケーブル光回線		9,328		111,936	111,936				
	22	GIGA高速光回線		55,220		165,660	662,640	662,640	662,640	662,640	662,640
年度別合計						96,034,197	79,873,707	85,868,852	83,610,680	73,343,338	39,805,275
補助金						18,636,000	0	0	0	0	0
年度別合計(補助金差引後)						77,398,197	79,873,707	85,868,852	83,610,680	73,343,338	39,805,275
ICT教育関連(1,2,11~22)						85,513,363	59,653,842	59,372,952	57,114,780	49,419,350	18,187,495
GIGAスクール関連(12~18,20,22)						78,368,580	55,340,460	55,368,300	55,368,300	49,285,850	18,131,870

○学校間ネットワークPCの更新がR3予定。予算要求額を記入しているため、入札の結果、減額される可能性がある。
 OR6年度途中に、iPad439台等のリース満了になるので、R5年度以前とR6以降では金額に多少の差異が生じている。※児童生徒数により、この分は調達数を調整する場合がある。

コミュニティ・スクールの設置に伴う学校運営協議会の開催状況について(2020年度)

学校名	会議開催状況					今までの取り組み・課題等	今後について
	(~6月)	第1回	第2回	第3回	第4回		
二宮小学校	なし	7/29	9/11	12/21	3月 (書面 会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度、回覧等でCSの人材バンクの募集を行い、年度末に取りまとめる予定だったが、コロナの関係でできなかった。 ・新年度に入り、ある程度学校が落ち着いてから部会づくりと人材バンクからの人員配置を行い、各部会の取りまとめ役をCS委員で割り振り、部会毎の打合せを行った。 ・部会は、①見守り部会 ②環境部会 ③学習支援部会 ④放課後子ども教室部会 ⑤その他調整の5つ ・本格始動は来年度からだが、活動できる部会は活動を始めている(環境部会の枝木の剪定等)。 ・来年度は、③と④を一緒にし、二小創立150周年実行委員会も立ち上げる予定。 	募集して集めた人材バンクを活用し各部会の活動をすすめる。学習支援・放課後子ども教室への支援、創立100周年記念事業実行委員会の立ち上げ等
一色小学校	なし	6/24	9/1	11/9	2/26	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度4つだった部会を3つにした。(学校連携部会を廃止→見守り部会・環境整備部会・学習支援部会) ・学区内の各種団体にCSの部会が声かけし、さまざまなボランティア活動を行っている。その中で、地域毎の見守りボランティアが決まり、見守りのしつみが整備された。 ・今まで「ゆう山会」が行っていた友情の山の管理・保守も運営協議会の環境整備部会が引き継いで行っている。 ・元PTA会長でもあるCS会長が中心に、再生協議会とも連携して活動をすすめている。 ・コロナの関係では、放課後消毒部隊を結成し、消毒活動、保護者へのコロナ禍におけるアンケート(困り感・不安感、逆にステイホームでの良さ等)、放課後の学び場の活動も行った。保護者向けに行った星山麻木先生の講演会では、在宅勤務の方が増えたこともあり父親の参加も多くあった。 ・中庭にイルミネーションの設置を行った。修学旅行ができなかった6年生のため、「一色探検隊」と称しスタンプラリー形式のハイキングを開催した。 	コロナ禍の状況をみながらだが、保護者や地域の方に興味を持ってもらい、学習活動への関わりを一層促進し、社会に開かれた教育課程を目指す。
山西小学校	なし	8/21	10/31	2/26		<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は三つの柱を立てた内、見守り活動についてのしつみが確立された。 ・今年度は、コロナ禍が収束せず、学校がCSIに積極的な活動をお願いできないているが、他の学校のように部会をいくつか立ち上げCSのメンバーが各部会をとりまとめる方向で検討している。 ・来年度は、学校が地域推進委員のコーディネーターに、学期毎に教育活動への支援リクエストを出し、地域の力を取り込んでもらおうと考えている。またCS自体の活動も、コロナ禍の状況を見ながらゆるやかに再開していく予定。 	部会を立ち上げ、CSメンバーが各部会のとりまとめをし、活動を行っていく。コーディネーターに教育活動への支援リクエストを出し、地域の力を取り込む方法を考える。
二宮中学校	なし	7/16	12/2	3/3		<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても、活動が停滞しない様に、企画を検討している。 ・今年度は寺子屋を図書室で行った。 ・多文化共生をテーマとしたオンラインの催しを会長発案で行った。 ・学校のフェンスに期間限定のイルミネーションの設置を行った。 ・来年度はCSの中での分科会の立ち上げおよび生徒会との連携も考えていく。 ・生徒会より地域と協働で夏祭りを行いたいという案が出ているので、コロナ禍でどうなるか分からないが実現に向けて企画していく。 ・地域防災と生徒の参加についても、CSの中でより現実的な取組みを提案していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CSでの分科会の立ち上げおよび生徒会との連携 ・地域防災と生徒の参加について現実的な取組みをCSで提案していく。
二宮西中学校	なし	7/10	12/18	3/15 (ZOOM と現地 開催併 用)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・もともと地域との協働は、防災関係など積極的に行っていたが、CSの設置を受け、昨年度は、学校からCSIに、校内の清掃活動やグラウンドの草取りに参加を呼びかけたり、委員主導でそば打ち体験を開催したり、40周年記念式典で地域の合唱団体に入ってもらうなどした。 ・1年生の総合で、地域防災の関係で地区長にインタビューに行くことを例年行っていたが、今回はコロナ禍のためアンケートで行った。 ・地域防災は中学校CSの要となると考えている。防災有事では中学生が戦力になるはず、二中のように生徒会と絡むことも今後考えていく。 ・今年度はコロナを言い訳に何もできなかった感があるので、来年度は積極的に取り組んでいく予定。 	CSとして学校のために(生徒、先生)にできることは何か考えながら方法も同時に考えて行く方向。

※その他、各学校運営協議会会長の情報交換会を12月21日に開催、各校の取り組みについての情報交換や、生涯学習課より次年度の地域学校協働活動についての説明を行った。

二宮町立小中学校感染症対策等学校教育活動継続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二宮町立小中学校が新型コロナウイルス感染症に対する対策等を徹底しながら夏季休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員に対し研修に必要な経費を支援する取組及び児童生徒の学習保障をするための取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の円滑な運営するための経費について、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

第2条 補助金交付対象者は、校長とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業実施要領（令和3年2月1日総合教育政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長決定。以下「実施要領」という。）に規定されている補助対象経費の範囲とする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、実施要領に規定されている1校当たりの補助上限額に2を乗じた額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、校長（以下「交付申請者」という。）が、二宮町立小中学校感染症対策等学校教育活動継続支援補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の決定)

第6条 町長は前条により交付申請があったときは内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められるときは、二宮町立小中学校感染症対策等学校教育活動継続支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により交付申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は概算払いによるものとする。

(実績報告)

第8条 交付申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに二宮町立小中学校感染症対策等学校教育活動継続支援補助金実績報告書（第3号様式）に、町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による補助金の額の確定通知は、二宮町立小中学校感染

症対策等学校教育活動継続支援補助金額確定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、交付申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、二宮町立小中学校感染症対策等学校教育活動継続支援補助金返還請求書（第5号様式）により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

二宮町長 様

申請者
学校長



二宮町立小中学校感染症対策等学校教育活動継続支援補助金交付申請書

二宮町立小中学校感染症対策等学校教育活動継続支援補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 _____ 円

第3号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

二宮町長 様

申請者
学校長



二宮町立小中学校感染症対策等学校教育活動継続支援補助金実績報告書

年 月 日付で補助金の交付決定を受けた次の支払いが完了しましたので、
二宮町立小中学校感染症対策等学校教育活動継続支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助金交付額 金 _____ 円

補助金実績額 金 _____ 円

添付書類

令和 年 月 日

様

二宮町長



二宮町立小中学校感染症対策等学校教育活動継続支援補助金返還請求書

年 月 日付けで補助金の額の確定の結果、既に交付済の補助金額を上回る額について、二宮町立小中学校感染症対策等学校教育活動継続支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記金額の返還を請求します。

記

交付決定額 金 _____ 円

交付確定額 金 _____ 円

交付済額 金 _____ 円

返還請求額 金 _____ 円

※返還期限 令和 年 月 日

二宮町児童生徒就学援助費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難な児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対して児童生徒就学援助費（以下「援助費」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 この要綱により援助費を受けることができる者は、二宮町立小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒、二宮町内に在住で国・県が設置する中学校（中等教育学校を含む。）に在籍する生徒又は当該年度の翌年度に二宮町立小中学校への就学を予定する者（以下「小中学校入学予定者」という。）の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者で、教育長が別に定める基準に該当する者（以下「準要保護者」という。）

(種類及び金額等)

第3条 援助費の種類及び金額は、別表のとおりとする。この場合において、年度の中途から援助費の交付を受ける者に係る学用品費、通学用品費及び給食費は、決定した月に応じた額とする。

- 2 前項のうち、新入学児童生徒学用品費については、小中学校入学予定者の準要保護者に対して交付することができる。ただし、要保護者に対しては交付しない。

(申請)

第4条 援助費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学援助費交付（変更）申請書（第1号様式）を二宮町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。ただし、要保護者については、この限りでない。

- 2 前項の申請は、援助費の交付を受けようとする年度の指定する期日までに行うものとする。
- 3 前条第2項の規定により、新入学児童生徒学用品費の入学前交付を受けようとする者（以下「入学前交付申請者」という。）は、新入学児童生徒学用品費入学前交付申請書（第2号様式）を、教育長に提出しなければならない。ただし、翌年度に二宮町立中学校に就学する予定で、準要保護者の決定を受けた者については、この限りでない。

4 前項の申請は、入学前交付を受けようとする年度の指定する期日までに行うものとする。

(決定)

第5条 教育長は、前条第1項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、援助費の交付の適否を決定して、申請者に就学援助費交付決定通知書（第3号様式）又は就学援助費審査結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 要保護者に対する援助費の交付の決定は、平塚保健福祉事務所からの当該要保護者及びその世帯に属する児童生徒に対する報告に基づき行うものとする。この場合において、当該決定の通知については、前項の規定を準用する。

3 教育長は、前条第3項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、援助費の交付の適否を決定して、新入学児童生徒学用品費入学前交付決定通知書（第5号様式）又は新入学児童生徒学用品費入学前交付審査結果通知書（第6号様式）により入学前交付申請者に通知するものとする。

4 決定の有効期間は、第1項又は第2項の規定により決定した日の属する年度内とする。

(交付)

第6条 援助費は、児童生徒の保護者が指定する金融機関の預金口座へ振り込むことにより交付する。

(中止)

第7条 教育長は、援助費の交付を受ける者（以下「受給者」という。）が、第2条に定める資格を欠くに至ったときは、当該資格を欠くに至った日の属する月の翌月以後における援助費の交付を中止する。

2 前項により援助費の交付を中止した場合は、就学援助費中止通知書（第7号様式）により受給者に通知するものとする。

(返還)

第8条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取消し、又は既に交付した援助費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により援助費の交付を受けたとき。

(2) 援助費の交付に当たり教育長が付する条件に違反し、又は援助費をその目的以外のことに使用したとき。

(届出)

第9条 受給者は、第4条第1項及び第3項の規定による申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに教育長に届け出なければならない。

2 前項による届け出は、就学援助費交付（変更）申請書を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 12 月 8 日から施行する。
(二宮町就学援助費交付要綱の廃止)
- 2 二宮町就学援助費交付要綱（平成 6 年 4 月 1 日公表）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

援助費の種類及び金額（年額）

区分	小学校	中学校
学用品費 （1年生）	11,630	22,730
学用品費 通学用品費 （2年生以上）	11,630 2,270	22,730 2,270
新入学児童生徒学用品費	50,600	57,400
校外活動費	実費	実費
修学旅行費	実費	実費
体育実技用具費 柔道 剣道	—	実費・上限7,510 実費・上限51,940
通学費 （通学距離が規定の距離以上 で、交通機関を利用する場合）	（片道4km以上） 実費・上限39,620	（片道6km以上） 実費・上限80,070
給食費	実費	実費

年 月 日

様

二宮町教育委員会教育長

就学援助費交付決定通知書

貴方の保護している児童・生徒を 年度準要保護児童・生徒として、援助費の交付
を決定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-----|----|
| 1 | 学 校 | 学校 |
| 2 | 学 年 | 年 |
| 3 | 氏 名 | |

援助費の支給方法

学期終了後に、別紙費用（その学期にかかった費用を含む）を指定の口座に振り込みます。ただし、教材費など学校への支払いがお済みでない場合、直接学校へお預かりする場合がありますので、ご了承ください。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

様

二宮町教育委員会教育長

就学援助費審査結果通知書

このことについて、先に申請のありました 年度の就学援助費交付について、審査の結果、準要保護者には該当いたしませんので、通知いたします。

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

様

二宮町教育委員会教育長

新入学児童生徒学用品費入学前交付決定通知書

貴方の保護している児童を、 年度「新入学児童生徒学用品費」入学前交付対象として、援助費の交付を決定したので通知します。

記

1 学 校 学校（入学予定）

2 氏 名

支給（交付）予定日 年 月 日

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

様

二宮町教育委員会教育長

新入学児童生徒学用品費入学前交付審査結果通知書

このことについて、先に申請のありました 年度の新入学児童生徒学用品費入学前
交付について、審査の結果、交付対象には該当いたしませんので、通知いたします。

年 月 日

様

二宮町教育委員会教育長

就学援助費中止通知書

年 月 日付をもって、就学援助費交付決定を、次の理由により中止いたします。

記

中止の理由

- 1 生活保護法による教育扶助が開始されたため
- 2 援助を辞退したため
- 3 転出したため
- 4 その他

.....
.....
.....

中止日 年 月 日

二宮町児童生徒就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第3条関係） 援助費の種類及び金額（年額）			別表（第3条関係） 援助費の種類及び金額（年額）		
区分	小学校	中学校	区分	小学校	中学校
学用品費 （1年生）	11,630	22,730	学用品費 （1年生）	11,420	22,320
学用品費 通学用品費 （2年生以上）	11,630 2,270	22,730 2,270	学用品費 通学用品費 （2年生以上）	11,420 2,230	22,320 2,230
新入学児童生徒学用品費	50,600	57,400	新入学児童生徒学用品費	50,600	57,400
校外活動費	実費	実費	校外活動費	実費	実費
修学旅行費	実費	実費	修学旅行費	実費	実費
体育実技用具費 柔道 剣道	—	実費・上限 7,510 実費・上限 51,940	体育実技用具費 柔道 剣道	—	実費・上限 7,510 実費・上限 51,940
通学費（通学距離が規定 の距離以上で、交通機関 を利用する場合）	（片道4km以上） 実費・上限 39,620	（片道6km以上） 実費・上限 80,070	通学費（通学距離が規定 の距離以上で、交通機関 を利用する場合）	（片道4km以上） 実費・上限 39,620	（片道6km以上） 実費・上限 80,070
給食費	実費	実費	給食費	実費	実費

二宮町特別支援教育就学奨励費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する小学校又は中学校の特別支援学級（以下「特別支援学級」という。）に就学する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者の経済的な負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱により就学奨励費を交付する対象者は、二宮町立の小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助若しくは同法第13条の規定による教育扶助の交付が行われている者又は二宮町児童生徒就学援助費交付要綱（平成29年12月8日施行）の規定による児童生徒就学援助費の交付を受けている者を除く。

(種類及び金額等)

第3条 就学奨励費の種類及び金額は、別表のとおりとする。

(収入額・需要額調書の提出)

第4条 第2条に掲げる交付対象者に該当する者は、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（別記様式）（以下「調書」という。）を記入し、学校長を経由して二宮町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。ただし、その年の1月1日現在に二宮町に住民登録

のない者は住所地における世帯全員分の市町村民税課税（非課税）証明書を添付するものとする。

2 前項の調書の提出は、教育長が指定する期日（以下「期日」という。）までに行うものとする。

（決定）

第5条 教育長は、前条の規定により提出された調書に基づき、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領により算定した収入額と需要額の割合を審査し、次の各号に掲げる区分を決定し、当該保護者及び学校長に通知するものとする。

（1）保護者の属する世帯の収入額（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する収入額をいう。次号において同じ。）が同条第1号及び第2号に該当する者

（2）保護者の属する世帯の収入額が特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第3号に該当する者

2 交付開始日は、期日までに調書の提出があった者については、4月1日とし、年度途中で調書の提出があった者については、その提出日をもって交付開始日とする。

3 決定の有効期間は、第1項の規定により決定した日の属する年度内とする。

（交付）

第6条 就学奨励費は、前条の規定により交付が決定された児童生徒の保護者（以下「受給者」という。）が指定する金融機関の預金口座へ振り込むことにより交付する。

2 年度の途中で交付が開始された保護者に対する交付限度額は、次のとおりとする。

（1）給食費は、交付開始日からの日割りにより計算した額

（2）修学旅行費、校外活動費は、交付開始日後に実施されたものの額

（3）学用品・通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

は、交付開始日の翌月 1 日から月割りにより計算した額。ただし、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、年度の当初から特別支援学級に就学した者を対象とし、年度の途中で特別支援学級に就学した者については、支給しない。

(報告義務)

第 7 条 受給者は、第 4 条の規定により提出した内容に変更が生じた場合は、速やかに教育長に報告しなければならない。

(返還)

第 8 条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取消し、又は既に交付した就学奨励費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により就学奨励費の交付を受けたとき。

(2) 就学奨励費の交付に当たり教育長が付する条件に違反し、又は就学奨励費をその目的以外のことに使用したとき。

(学校長の責務)

第 9 条 学校長は、児童生徒の給食費、就学奨励費の交付対象となる学校行事の参加の有無、費用及び就学奨励費交付額決定に係る資料を教育長に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

就学奨励費の種類及び金額（年額）

区分	小・中等の別	交付額	交付限度額	対象者区分
学用品・通学用品購入費	小学校	実費の半額	各年度において文部科学省が定める額を上限とする	第5条第1項第1号に規定する者のうち就学奨励費の交付が決定された者
	中学校			
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	小学校1年生	実費の半額		
	中学校1年生			
体育実技用具費	中学校(柔道)	実費の半額		
	中学校(剣道)	実費の半額		
校外活動費	小学校	実費の半額	なし	
	中学校			
修学旅行費	小学校	実費の半額	なし	
	中学校			
給食費	小学校	実費の半額	なし	
	中学校			

別記様式（第4条関係）

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

保護者等（申請者）氏名		住所 中郡二宮町		幼児・児童・生徒氏名		学校名、学年（特別支援学級名）等		※都道府県の地区区分 (I、II、III、IV、V、VI) 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2		学 校 長 認 印				
世帯の収入状況		世帯の状況（前年12月末日現在）				需 要 額								
☆給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、総所得金額から10万円を控除する		保護者等氏名		生年月日（満年齢）		続柄 (該当に丸を付け、その他は具体的に記載)		個人別総所得額（給与所得又は公的年金所得の有無）		教育扶助基準		生活扶助基準		
所得 控 除 前 の	総所得金額☆	円	※	年 月 日 (才)	父・母・本人 祖父母・その他	□給与所得有 □公的年金有		通学費	※ 学校給食費	※ 基準額	※ 第1類	※ 期末一時扶助費	※ 第2類	
	退職所得金額	円	※	年 月 日 (才)	父・母・本人 祖父母・その他	□給与所得有 □公的年金有		円	円	円	円	円	f (基準額)	
	山林所得金額	円	※	年 月 日 (才)	父・母・本人 祖父母・その他	□給与所得有 □公的年金有		円	円	円	円	円	g (地区別冬季加算額)	
	計	A	※	年 月 日 (才)	父・母・本人 祖父母・その他	□給与所得有 □公的年金有		円	円	円	円	円	h 住宅扶助基準	
所 得 控 除	社会保険料	円	※	子等の氏名	生年月日（満年齢）	続柄 (該当に丸を付け、その他は具体的に記載)		在学学校名・学年 (特別支援学級の在籍)		円	円	円	円	i 需要額 (a～hの合計)
	生命保険料	円	※		年 月 日 (才)	本人				円	円	円	円	円
	地震保険料	円	※		年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他				円	円	円	円	円
	ひとり親又は 寡婦控除の額 ※保護者等のみ	円	※		年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他				円	円	円	円	円
計	B	※		年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他				円	円	円	円	円	
所得額 (A - B)	C	※		年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他				円	円	円	円	円	円
所得月額 (C × 1/12)	D	※		年 月 日 (才)					円	円	円	円	円	円
障害者加算控除 (保護基準により算定)	E	※		年 月 日 (才)					円	円	円	円	円	円
収入額 (D - E)	F	※		合 計				a	※ b	※ c	※ d	※ e	※	
通学費 明細	(特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)						特記事項				支弁区分 □ I 段階 (令第2条第1号該当) □ II 段階 (" 第2号該当) □ III 段階 (" 第3号該当)			
						□ 要保護者 (□ 被保護 ・ □ 要保護)								

(注) 1. 支弁区分欄は、特別支援学級の場合は、収入額が需要額の2.5倍未満の者はII段階、2.5倍以上の者はIII段階として処理すること。
2. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
3. 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせる。

※なお、特別支援教育就学奨励費の申請にあたり、町民税等の所得状況を閲覧する場合があることに同意します。

年 月 日 氏名

令和3年度 教育委員会議定例会等開催予定日

教育委員会議定例会		給食 試食	総合教育会議・学校訪問・その他	
月日・曜日	場所		月日・曜日	内容
4月23日（金）	2Aクラブ室			
5月20日（木）	第1委員会室	○	5月20日（木）	総合教育会議
			5月	関東甲信越静総 会 (書面開催)
6月18日（金）	2Aクラブ室	○	6月18日（金）	学校訪問(一色小)
7月30日（金）	2Aクラブ室			
8月20日（金）	2Aクラブ室		8月20日（金）	総合教育会議
9月17日（金）	2Aクラブ室	○	9月17日（金）	学校訪問(二宮小)
10月29日（金）	3Aクラブ室	○	10月29日（金）	学校訪問(二宮中)
			11月10日（水）	学校訪問(山西小)
11月18日（木）	第1会議室	○	11月18日（木）	学校訪問(二宮西中)
12月17日（金）	2Aクラブ室			
1月21日（金）	2Aクラブ室	○	1月21日（金）	総合教育会議
2月10日（木）	3Aクラブ室			
3月25日（金）	2Aクラブ室			

令和3年度 小・中学校給食実施計画表

令和3年1月6日 作成

日 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	稼働 日数	小 中
4			土	日				○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	祝	○ ◎	△	16	16 16
5	土	日	祝	祝	祝	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	18	18 18
6	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	△	22	22 22
7	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日						祝	祝	土	日					土	12	12 12
8	日						土	日	祝					土	日													土	日			0	0 0
9		○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	祝	○ ◎	○ ◎	祝	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	△	19	19 19
10	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	21	21 21
11	○ ◎	○ ◎	祝	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	祝	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	△	20	20 20	
12	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎					土	日						16	16 16
1	祝	日						土	日	祝		○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	14	14 14
2	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	祝	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	祝	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	△	△	△		18	18 18
3	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎	土	日	○ ◎	○ ◎					土	日	祝					土	日				12	12 12
注:小学校・・・○ 中学校・・・◎																	計	188	188 188														

【備考】 ※現行給食費(平成21年度改訂)の算出根拠となっている実施予定数は、年間178食(小学校1食約250円、中学校1食約297円)です。

令和3年4月教育委員会議定例会予定

- 1 日 時 令和3年4月23日(金) 9時30分から
- 2 場 所 二宮町町民センター 2Aクラブ室
- 3 付議事項

- 4 報告・協議事項

※ 出席を要する主な行事

- 3月31日(水) 10時00分 教職員等転退職者辞令交付式
- 4月 1日(木) 10時30分 教職員等辞令交付式
- 4月14日(水) 午 後 縣市町村教育委員会連合会役員会及び総会(逗子市役所)
- 4月23日(金) 9時30分 4月定例教育委員会議(町民センター2Aクラブ室)
- 5月20日(木) 9時30分 5月定例教育委員会議(町民センター2Aクラブ室)
- 13時30分 総合教育会議

※5月下旬に予定しておりました関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会・研修会(千葉大会)については、書面決議およびインターネットによる動画配信を予定しています。詳細は分かり次第、改めてご案内いたします。

※小中学校の運動会については、小学校3校が6月5日(土)、中学校2校は6月12日(土)に開催を予定していますが、来賓の招待についてはまだ決まっていません。